（注７）　廃止の理由や方法に応じて、必要な書類を添付すること。
（注８）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注９）　発電設備を廃棄する場合に添付すること。収集・運搬業者による署名または押印がなされたマニフェストの写し、又は収集・運搬業者若しくは処分業者に引渡しを行ったことを登録したマニフェストの写しであることが必要。
（注10）　発電設備を中古市場等に売却する場合に添付すること。
（注11）　発電設備が災害等により逸失した場合に添付すること。
（注12）　発電設備を設置済みの場合に添付すること。
（注13）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

様式第十七を次のように改める。

様式第十七　削除

様式第十九及び様式第二十を次のように改める。

様式第19

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
（10kW未満の太陽光発電を除く）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

提出者　住　　所　（〒　　―　　）
（注１）
氏　　名
（法人番号：　　）（注２）
（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名）
電話番号　（　　）　　―

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第84号）附則第６条第２項、第６項及び第７項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

事　業　計　画　内　容		備　考
設備ＩＤ		
発電設備の設置場所（注３）		□別紙あり
太陽電池の合計出力（kW）（注４）		
風車の型式番号（注５）		
事業区域の面積（㎡）		
接続申込み日	年　　月　　日	
接続契約締結日	年　　月　　日	
接続契約締結先		
電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	□有（エリア名：　　）　□無	
工事費負担金	円（税抜き）	
連系工事期間		
特定（買取）契約締結先	□未定	
買取価格（注６）	円／kWh（税抜き）　□未定	
運転開始状況	□運転開始済み	

遵守事項（注７）		
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。（注８）	□
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
	当該電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。	□
	運転開始期限が設定されている場合で、当該期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。	□
	発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備の場合は除く】	□
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	□
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
	発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】	□

添付書類

接続の同意を証する書類（注９）	書類名

第明治三十五種郵便物認可　年三月三十一日